

一宮町まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮町のまちづくりについて、広く町民の参加を求め、新たな総合計画の案（以下「計画案」という）を策定するため、一宮町まちづくり委員会を（以下「まちづくり委員会」という）を設置する。

(職務)

第2条 まちづくり委員会は、一宮町総合計画策定委員会と協働して計画案について検討し、町長に提案するものとする。

(組織)

第3条 まちづくり委員会は、概ね20人の委員をもって組織する。

2 まちづくり委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 一般公募町民

(2) 町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から一宮町総合計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 まちづくり委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、まちづくり委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 まちづくり委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 まちづくり委員会に、分野別の検討をするため部会を置く。

2 部会は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に部会長1人及び副部会長1人を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により選出する。

5 部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第8条 まちづくり委員会及び部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬は無償とする。

(事務局)

第10条 まちづくり委員会の事務局を、まちづくり推進課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。